

令和 6 年第 8 回
曾於市農業委員會總會議事錄

令和 6 年 8 月 20 日
曾於市農業委員會

第 8 回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和 6 年 8 月 20 日（火） 午前 9 時 00 分

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10 番	〇〇〇〇〇	11 番	〇〇〇〇〇	12 番	〇〇〇〇〇
13 番	〇〇〇〇〇	14 番	〇〇〇〇〇	15 番	〇〇〇〇〇
16 番	〇〇〇〇〇	17 番	〇〇〇〇〇	18 番	
19 番	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇

4 欠席委員

(1) 農業委員 18 番 〇〇〇〇〇

(2) 推進委員 〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、
〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇

5 議事録署名委員 10 番 〇〇〇〇〇、11 番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事 務 局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅産業振興課	農政商工農業 委員会係長	〇〇〇〇〇	農政商工農業 委員会係	〇〇〇〇〇
財部産業振興課	農政商工農業 委員会係長	〇〇〇〇〇	農政商工農業 委員会係	〇〇〇〇〇
農 政 課	農政係	〇〇〇〇〇		

7 閉会年月日 令和 6 年 8 月 20 日（火） 午前 10 時 10 分

令和6年第8回曾於市農業委員会総会日程

令和6年8月20日（火）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第72号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第73号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興整備計画の変更申請について

議案第74号 農地法第5条による許可申請について

議案第75号 非農地証明願について

議案第76号 農用地等のあっせんについて

議案第77号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第78号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

議案第79号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（11月1日始期分）

(2) 報告

報告第8号 合意解約等の報告

4 その他

令和6年第8回曾於市農業委員会総会

令和6年8月20日（火） 午前9時00分

○事務局（○○○○○局長）

御起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。7月、8月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。本日は、○○○○○委員から欠席届が提出されております。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から令和6年第8回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。10番○○○○○委員、11番○○○○○委員を指名いたします。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第72号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○9番委員（○○○○○）

末吉78号について、8月9日に○○○○○推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は甥とおばです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉79号について、8月9日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんと現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○2番委員（○○○○○）

大隅80、81号について、受人が同一人のため、8月11日に現地調査を行いましたので併せて報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○19番委員（○○○○○）

大隅82号について、8月8日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人の父親が渡人といここです。取得する農地には水稻が作付けされていますが、令和元年度頃より渡人が耕作できない状況になったことから受人が耕作していたもので、今回許可を得て農地を取得しようとするものです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○5番委員（○○○○○）

財部83、84号について、渡人と受人が同一人のため、8月14日に○○○○○推進委員と現地調査を行いましたので併せて報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、財部85号については、調査に行く前に書類を確認したところ、農家台帳に調査中の畑があり、その畑を調べたらB判定、竹で、畑かん受益地だったため不許可が妥当と判断しました。以上で調査報告を終わります。

○17番委員（○○○○○）

財部86号について、8月8日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、牧草を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法

第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に財部87号について、8月8日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。取得する農地には牧草が作付けされていますが、令和元年頃より渡人が耕作できない状況にあったことから委託作業で管理をされていたもので、今回渡人が高齢のため親戚の受人に贈与するものです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、従来どおり牧草を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に財部88号について、8月8日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人は空き家バンクを通して住宅を購入され、隣接する農地を取得申請されるものです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○7番委員（○○○○○）

財部89号について、8月9日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。申請地は、受人の住宅建築予定地に隣接する農地です。農業機械については、親の知り合いから借り受けて確保する計画です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第72号農地法第3条所有権移転による許可申請については、財部85号を除いて許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第73号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○7番委員（○○○○○）

財部33号について、8月9日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、今別府自治会内の原野です。周囲の状況は、東が山林、西が道路を挟んで畑、南が山林、北が宅地と山林です。目的実現の確実性は、国営かんがい排水事業の計画区域に申請し、かんがい用水を利用するもので確実と思います。位置は農振編入後は、農用地区域内農地に該当します。計画面積として、全体面積1,827㎡を育苗地として利用するものであり、周辺の状況から見ても適当と思われます。排水等については、申請地の西側には農地がありますが、申請地側が高く、幅4m程の道路を介しており、雨水の流入する恐れがないため、自然流下で適当と思われます。被害防除は、現状のまま利用し、隣接する宅地と山林にも被害を及ぼさないで、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農振編入後は農用地区域内農地に該当します。申請人は、父親と一緒に木材業を営んでおり、申請地を育苗地として畑かんを利用するため、農用地区域への編入を申請するもので、何ら支障もないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第73号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請について

は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

○議長（○○○○○会長）

○推進委員（○○○○○）

財部41号について、8月9日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、八ヶ代自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路と水路を挟んで畑と山林、西が宅地、南が道路を挟んで雑種地と山林、北が道路と水路を挟んで畑です。目的実現の確実性は、埋却用地を設置する具体的計画があり、また、融資の審査結果通知書の写しが添付されており、資力が確認できることから確実と思われます。位置は第2農地に該当します。計画面積として、全体面積3,518㎡を埋却用地に利用する計画であり、周辺同種施設の状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は東側の既存側溝へ流入するため、自然流下で適当と思われます。被害防除については、造成等を行わず現状のまま利用します。農地に面する北側は、申請地が5mの法下にあり、雨水流入等の問題はありません。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。申請人は養鶏業を営んでおり、養鶏場に隣接する申請地を埋却用地として整備しようとするもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○5番委員（○○○○○）

財部41号について伺います。43ページの補足説明資料によりますと、土地代が○○○○○円とありますが、これは、3,518㎡の価格ですか。

○推進委員（○○○○○）

土地代金は○○○○○円です。畑の方はですね。土地取得費となっていますが、養鶏場の全体の面積を買ったものです。それと建物代金ですが、○○○○○円は鶏まで生きたやつを引き取っていますので、その価格になっています。

○議長（○○○○○会長）

今回の土地については、○○○○○円ということですか。

○推進委員（○○○○○）

そうです。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。

○5番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第74号農地法第5条による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第75号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

財部24号について、8月9日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、鳥越自治会内の農地です。周囲の状況は、東と南が山林、西と北にそれぞれ畑が隣接し、西側から北側にかけて横断する市道を挟んで山林となっています。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の西側と北側は農地ですが、雨水等の流入はなく問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。申請地には農地法の許可を得ないまま、牛舎2棟、堆肥舎1棟が建

築され、20年以上が経過しています。調査結果の総合意見として、申請人は、平成16年に申請地に牛舎1棟を建て、その後、堆肥舎、牛舎を建築し、現在まで申請地を農地として利用していない状況です。ついては、平成16年の牛舎建築後から20年が経過しており、農地への復元は著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第75号非農地証明願については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第76号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉117は、私と○○○○○推進委員。末吉118及び119は、9番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅120は、2番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部121は、6番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部122は、5番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部123は、17番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。

○議長（○○○○○会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉83は継続をお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉84も継続をお願いします。

○4番委員（○○○○○）

末吉86も継続をお願いします。

○13番委員（○○○○○）

大隅88は打ち切りをお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部89は継続をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉90も継続をお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉91も継続をお願いします。

○8番委員（○○○○○）

末吉92も継続です。

○15番委員（○○○○○）

末吉94も継続をお願いします。

○7番委員（○○○○○）

末吉95も継続をお願いします。

○10番委員（○○○○○）

末吉96、97、98も継続をお願いします。

○14番委員（○○○○○）

大隅99も継続をお願いします。

○3番委員（○○○○○）

大隅101も継続をお願いします。

○5番委員（○○○○○）

財部102も継続をお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部103と104も継続をお願いします。

○17番委員（○○○○○）

財部105も継続をお願いします。

○12番委員（○○○○○）

財部106、107も継続をお願いします。

○事務局（○○○○○係長）

濱田委員より、末吉108も継続をお願いします。ということで伝言を伺っています。

○8番委員（○○○○○）

末吉109は打切ります。

○4番委員（○○○○○）

末吉110は継続をお願いします。

○10番委員（○○○○○）

末吉111も継続をお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉112も継続をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉113も継続をお願いします。

○19番委員（○○○○○）

大隅114も継続をお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部115も継続をお願いします。

○5番委員（○○○○○）

財部116は成立です。

○議長（○○○○○会長）

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きよろしく願いいたします。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第77号農用地利用集積計画について、利用権設定を議題といたします。本件については、議事参与の制限に該当する再設定10年以上の末吉179を除いて、期間ごとに審査して差し支えありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規3年以上6年未満について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定3年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第77号農用地利用集積計画について、利用権設定は議事参与の制限に該当する1件を除いて、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため、退席願います。

（○○○○○委員 退席）

○議長（○○○○○会長）

続いて、再設定10年以上の末吉179を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定10年以上の末吉179は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。○○○○○委員は、復席願います。

（○○○○○委員 復席）

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第78号農用地利用集積計画について、所有権移転を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

○5番委員（○○○○○）

末吉72、73号の○○○○○さんの台帳に不耕作の緑というのがあったんですけど、これは非農地通知か何か出してあるんですか。

○事務局（○○○○○局長）

緑は、新規発生の遊休農地となります。現在、本年度の利用状況調査結果の入力中のため、この調査結果が本年度分か昨年度分であるのか確認する必要がありますが、この場では確認できませんので、今回は保留させていただきたいと思います。

○議長（○○○○○会長）

ほかにございませんか。

○5番委員（○○○○○）

ついでに伺います。遊休農地の区分で、先ほど言った不耕作緑とか、設定なしとか、黄色とかありますよね。その中に設定なしというのを見かけたんです。これはどういう意味ですか。

○事務局（○○○○○係長）

タブレットの遊休農地の区分の所に設定なしの場合は無断転用ですので、地図と見たときに白の枠になっているはずです。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。

○5番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第78号農用地利用集積計画について、所有権移転は、末吉72、73号を除いて、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○事務局（○○○○○局長）

ここで、2件の保留に伴い集計表に変更が生じたので、変更後の数値を申し上げます。

（変更後の集計表について説明）

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第79号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、11月1日始期分を議題といたします。

○議長（○○○○○会長）

農地中間管理権及び利用権設定の一括方式と機構貸付けの受け手変更分について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第79号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、11月1日始期分は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、報告第8号合意解約等の報告については、議案書の27ページから29ページまでを御覧ください。その他で何かありませんか。

○13番委員（○○○○○）

太陽光発電施設設置の相談対応について

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

○11番委員（○○○○○）

構造改善事業計画に関係する荒地の所有権移転について

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

次に事務局から事務連絡をいたします。

○事務局（○○○○○局長）

8月及び9月の行事予定、委員研修、慶弔費等について

○事務局（○○○○○次長）

県農業委員大会等について

○事務局（○○○○○係長）

農地パトロール結果の提出、全国農業新聞購読推進、市長への政策提言等について

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和6年第8回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局（○○○○○局長）

御起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和6年8月20日（火） 午前10時10分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員